

事業主の皆さまへ

就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験） 受け入れにご協力ください

- 現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方に向けて、就労体験を通じて業種・職種への理解を深めてもらうための、職場実習・体験（以下「インターン」）を実施します。
- 受け入れの内容は、事業所の職員の方が実際に従事している業務の、一部または全体を体験・見学できるようなものとします。
インターンの期間は2～7日、時間は1日3時間以上（事業所の所定労働時間内）が目安です。

就職氷河期世代を対象にしたインターンの受け入れにご協力をお願いします。

就職氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年の、雇用環境が厳しい時期に学校卒業迎えた世代を指しますが、**この事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方が対象となります。**

※この事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて就労体験を積んでもらうものです。
インターン終了後に受け入れ先の事業所に雇用義務が生じるものではありません。

インターン受け入れで期待できること

ミスマッチの防止・人材の見極めができます

- ・インターンを受け入れると、職場への理解に積極的な「やる気度・本気度の高い方」の応募に繋がる可能性があります。
- ・インターン後の応募であれば、応募者本人が職場への適性を判断しているため、入社後のミスマッチや早期離職の防止が期待できます。

インターン受け入れを実施した事業所の声

「体験者を紹介していただいたことで、外部目線による刺激により、社員の教育やモチベーションの向上にも繋がった。」

「体験に来られた方が好印象であったので、体験後は是非こちらに就職していただきたいと感じた。」

「入社後の早期離職を防ぐに当たり、向き不向きを理解いただくためにも体験実習は有効と感じた。」

実施の流れと手続き

1 受け入れの相談、受入条件票の作成・提出

- ・インターンの受け入れを、労働局・ハローワークから事業主の皆さまに相談します。
- ・インターン受け入れを承諾する場合、内容や受け入れの条件を受入条件票に記入・提出していただきます。
- ・ハローワークに求人を出された場合、その求人についてインターン受け入れの相談をする場合があります。この場合、受入条件票の提出は不要です。

2 インターン希望者情報の受け取り

事業所でのインターンの希望者があった場合、希望者の情報を労働局・ハローワークから送ります。

3 実施計画書の作成・提出

事業主と希望者の希望を踏まえて日程や実施内容を調整します。
受入事業所に実施計画書を作成・提出していただき、労働局・ハローワークを通じて参加者に共有します。

4 覚書の締結、実施決定

労働局と受入事業所との間で、保険の加入状況や万一の際の対応方針等を確認し、労働局と覚書を締結いただきます。また、労働局・ハローワークから実施決定通知書を送付します。

5 インターンの実施

業務に精通した従業員を担当として、インターン参加者への業務指導をお願いします。
必要に応じて、労働局・ハローワークの担当者がサポートします。

6 報告書の作成・提出

インターン終了後、報告書を作成・提出していただきます。

7 謝金の受け取り

受入人数1人当たり最大5万5千円の謝金を労働局よりお支払いします。

- ・ 3時間以上6時間未満：2,750円/日
- ・ 6時間以上：5,500円/日

謝金の対象は、10日間が上限です。

保険への加入

インターン中の万が一の事故に備え、インターン受入事業所・インターン対象者ともに、国負担の保険に加入していただきます（費用・手続きともに国負担）。

傷害保険 ※インターン対象者のみ加入	インターン対象者が、受入事業所でインターン実施中およびインターン対象者の自宅と受入事業所との往復途上に偶然ケガをしたことが原因で、事故の日から180日以内に医療機関を受診し入院・通院・手術した場合および死亡・後遺障害を負った場合に補償対象となります。
賠償責任保険	インターン対象者が受入事業所でインターン実施中に過失により他人に損害を与え（他人にケガをさせたり、他人の所有物を損壊させた等）、これが原因で民法上の規定により法律上の損害賠償責任を負った場合に補償対象となります。（過失によりインターン受入事業所の所有物およびリース・レンタル物件を損壊させた場合を含む）

自動車・原動機付自転車等の使用・管理中に起こした事故における賠償責任等、保障の範囲外となる場合があります。補償の内容や範囲についての詳細は、労働局・ハローワークにお尋ねください。

インターンの受け入れに関心をお持ちになりましたら
労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。

岩手労働局 （電話番号） 019-604-3004

岩手県内のハローワーク所在地一覧

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク盛岡	盛岡市紺屋町7-26	019(624)8903 (職業紹介第二部門)
ハローワーク盛岡 菜園庁舎	盛岡市菜園1-12-18 (盛岡菜園センタービル)	019(908)2060 (就職氷河期世代専門窓口)
ハローワーク沼宮内	岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3	0195(62)2139
ハローワーク釜石	釜石市新町6-55	0193(23)8609
ハローワーク遠野	遠野市新町2-7	0198(62)2842
ハローワーク宮古	宮古市小山田1-1-1 (宮古合同庁舎1F)	0193(63)8609
ハローワーク花巻	花巻市城内9-27 (花巻合同庁舎1F)	0198(23)5118
ハローワーク一関	一関市山目字前田13-3	0191(23)4135
ハローワーク水沢	奥州市水沢東中通り1-5-35	0197(24)8609
ハローワーク北上	北上市大曲町5-17	0197(63)3314
ハローワーク大船渡	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 (大船渡合同庁舎)	0192(27)4165
ハローワーク二戸	二戸市石切所字荷渡6-1 (二戸合同庁舎1F)	0195(23)3341
ハローワーク久慈	久慈市川崎町2-15	0194(53)3374

就職氷河期世代職場実習・体験（インターンシップ）の実施に関するご説明 （事業所向け）

1. 就職氷河期世代インターンの概要

就職氷河期世代職場実習・体験（インターンシップ）（以下「インターン」といいます。）は、就職氷河期世代の方々が就労体験を通じて、応募検討中の事業所の業務内容や希望する業種・職種への理解を深めていただくことを目的としています。

（※）インターンを受け入れることにより、直ちに対象者を雇用する義務を負うものではありませんが、インターンの受入れ後にインターンの対象者が貴社の求人に応募を希望した場合は、貴社の求人状況を確認させていただいた上で、ハローワークから対象者に紹介状を交付させていただき、採用選考等のステップに進んでいただく場合がありますので、御留意ください。

2. インターンの対象者

インターンの対象者は、就職氷河期世代（おおむね 35 歳～55 歳未満）のうち、正社員での就職を希望しているものの非正規雇用などの不安定な就労状態にある方や、企業での就業経験等が不足している方、離職から期間が経過している方等であり、労働局又はハローワークがインターンを実施することが適当と認めた方となります。具体的には、①希望の業種・職種があり、応募に向けて具体的な応募先事業所を検討中である、又は、応募を検討するに当たり業務を体験したい求人がある求職者、②具体的な希望の業種・職種が未定であるが、興味のある業種・職種に対する理解を深めたい求職者が対象となります。

3. インターンの進め方

（1）実施までの流れ

- ①インターンの受入れを御了解いただいた後は、参加希望者から提出された希望届を送付します。
- ②インターンの内容等について労働局と調整の上、対象者ごとに「実施計画書」を作成していただきます。
- ③労働局と受入事業所との間で、保険の加入状況等について確認し、労働局と覚書を締結させていただきます。
- ④対象者がインターンに当たって遵守すべき事項をまとめた誓約書（対象者に記名いただいたもの）の交付を経て、インターン開始となります。

（2）実施日数は、2日以上1週間以内（営業日）を原則としますが、1日以上10日以内（営業日）の期間であれば、この範囲の中で事業所の都合で設定いただいてもかまいません。1日当たりの実施時間は3時間以上を目安とし、事業所の所定労働時間を超えない範囲内で設定してください。

（3）インターン中は、対象者が従事する業務に精通した指導員を配置いただきますよう、お願いいたします。

（4）万が一、対象者がインターン実施中及び通所中に怪我をした場合等に備え、国において保険に加入（費用負担、手続ともに国が実施）いたします（全日程を通して見学のみの実施の場合を除

きます。)が、インターンの内容は原則危険の伴わないものとしていただくようお願いいたします。

- (5) インターンの実施決定後又は開始後に、インターンを中止せざるを得ない事情が生じた場合、労働局又はハローワークに速やかに御連絡ください。労働局において、中止が妥当又はやむを得ないと判断される場合に、インターンが中止となります。この場合、「中止届」を作成し、労働局に提出いただきます（ハローワーク経由でも可）。提出いただいた中止届は、その写しを、労働局からインターン対象者に送付します。なお、対象者から中止届の提出があった場合は、その写しを送付します。

4. インターン終了後の結果報告と謝金の支払について

インターン受入事業所は、原則として、終了後 14 日以内に「実施結果報告書」を作成し、労働局へ提出していただきます。（終了後 14 日以内に年度末日を迎える場合は、インターンの実施年度の翌月 4 月 1 日（土日祝日の場合は翌営業日。）までに御提出をお願いします。具体的な提出期限は、労働局から個別に御説明いたします。）

なお、作成いただいた報告書の内容は、対象者がハローワーク以外の支援機関（地域若者サポートステーションや若者のためのワンストップセンター（通称、ジョブカフェ）等）を利用している場合はその支援機関に情報共有される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、1 日につき 3 時間以上実施いただいた場合、報告書を提出いただいた後、労働局から謝金をお支払いいたします。なお、謝金額は受入れをした対象者 1 人当たりにつき、1 日 6 時間以上実施した日は 5,500 円/日、3 時間以上 6 時間未満実施した日は 2,750 円/日を労働局からお支払いします（詳細は労働局から御説明します）。

なお、謝金の対象となる日について、他の制度から同一の対象者のインターンに対する協力謝金等を受け取っている場合、本事業における協力謝金は支払いませので、御留意ください。

5. その他

(1) 変更等の対応

インターン受入事業所は、インターンに係る計画の変更、インターン受入れの辞退などの変更が生じた場合には、速やかに労働局又はハローワークの担当者へお申し出ください。

(2) 労働局・ハローワークのフォローアップ

インターンの受入れや実施に関し疑問が生じた場合には、労働局又はハローワークの担当者まで御連絡・御相談ください。

(3) インターンの実施後にハローワーク等の職業紹介を受けて対象者を雇い入れる場合、助成金

（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給対象となる場合がありますが、雇入れ日の前日から過去 3 年の間に雇入れ事業所で 3 か月を超えて訓練・実習等を行っている場合や職業紹介の前に雇用の内定があった場合は、当該助成金の要件を満たさず利用できないこととなるため、御注意ください。

【岩手労働局 担当者連絡先】

岩手労働局

職業安定部職業安定課

TEL: 019-604-3004